

社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は略して「社協」と呼ばれています。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により社会福祉を目的とする事業の企画・実施や、調査・連絡調整などを行う地域福祉推進の中心的な担い手として位置づけられています。

地域に暮らす高齢者をはじめ、すべての村民が一人の人間として尊重され、お互いに理解し合い連携して共に支え合いながら、住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことのできる福祉のまち（地域福祉）を実現するために、社会福祉法に基づき地域住民及び公私の福祉機関、団体などにより構成された公共性の高い民間社会福祉団体です。

■社会福祉法第109条では、下記のように定められています。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・調整及び助成等
- ④その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

どんな組織？

地域のみなさんが社協組織の中核です。当事者団体、関係機関・団体、学識経験者などから協力を得て、問題解決に取り組んでいます。

そのため、社協の理事会（執行機関）・評議員会（議決機関）及び監事会（監査機関）は、住民や各分野から、それぞれ選出された方々で構成されています。

活動の財源と財源の特徴

村民の皆様からの会費、善意の寄付金、共同募金、忍野村の補助金・受託金等が主な財源です。また、介護保険事業は、介護保険収入で運営しています。

財源の特徴として・・・

(1) 事業活動の社会性・公共性が高い

忍野村社協は、民間組織としての自主性を持つと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ団体として、社会福祉法という法律に規定されています。このため、社会福祉協議会の行う事業は行政ではできない民間性を持ったサービスや、行政から「委託」という形で事業を受けています。

(2) 運営資金はきわめて公共性の高い資金を利用

忍野村社協は、民間性と公共性が同居している団体であるため、人件費や委託事業費には忍野村より補助金や受託金が導入されています。これらは皆様の税金です。このことから「社会福祉協議会＝行政」という思いをもたれている人も多いようですが、忍野村社協は「社会福祉法人」であり、民間の組織です。

(3) 法人としての民間財源確保

「住み慣れた地域で、家族や友人とともに暮らしたい」このすべての人々に共通の願いを実現していくためには、地域のみなさんが互いに支え合うことが必要です。つまり、地域の中では、住民のみなさんが福祉の担い手であり、そして受け手でもあるということです。このことから、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ団体としての忍野村社協は、会費や共同募金配分金、寄付金といった住民のみなさんの協力により各種事業費を推進しています。

6つの財源

①補助金

上記の理由から、職員（介護保険従事者以外）の人件費は行政からの補助対象となっています。

②受託金

同じく、忍野村社協は福祉行政サービスの有力な委託先になっているため、事業規模に応じた委託を受けています。

③会費

「社会福祉法人」＝「法人」という位置づけからおわりの通り、忍野村社協は民間の組織です。忍野村社協は、お互いに支え合う地域にしていくにはどうしたらいいか、という点を追求しており、そのためには地域に住む住民の協力がなければ進めていけません。会費は地域に必要な福祉サービス等を具体化し、事業として進めていくための貴重な財源となっています。

④寄付金

忍野村社協では、みなさまからお寄せいただいたご寄付の一部をさまざまな事業を通じて、地域福祉事業や在宅福祉事業を推進しています。

⑤共同募金配分金

10月1日から始まる「赤い羽根共同募金運動」。この運動でみなさんからご協力いただいた募金は全額がいったん山梨県共同募金会に送られ、翌年度・配分金として山梨県共同募金会忍野村分会に還元されます。忍野村社協は事業計画を基に配分金を事業費として活用しています。

⑥介護保険収入

忍野村社協が事業所を立ち上げている通所介護・訪問介護・居宅介護支援・障害福祉サービスの各事業について、事業にかかる事業費・人件費等のすべてを介護保険収入でまかなっています。